

【Ⅱ】
レポート

デリバティブの会計処理・
ディスクロージャーはどうあるべきか
～米国における検討を参考として～

総合研究部 副主任研究員 柳田 宗彦

<要 旨>

1. 最近、デリバティブ（金融派生商品）取引がわが国においても増加している。デリバティブの発展を支えるキーポイントは、「インフラの整備」、「内部管理」、「外部への透明性」である。これらの内で特に「外部への透明性」としての会計処理・ディスクロージャーの分野における改善が求められている。
2. 米国においては、デリバティブは原則として時価評価し、ヘッジであるものは繰り延べるという会計処理が行われてきた。しかし、デリバティブの普及とともに問題が生じ、ディスクロージャーの拡充についてはいくつかの対応が行われている。会計処理についてもヘッジを含めたデリバティブの会計処理について現在議論が行われている。
3. わが国においても、金融制度調査会をはじめ各方面で、デリバティブの会計処理・ディスクロージャーについて議論が行われている。わが国においてもデリバティブを利用する企業の「外部への透明性」は不可欠な問題であり、米国のような先進事例を参考として検討すべきであろう。
4. デリバティブのような金融商品の発展や現在の変動の激しい経済環境においては、取得原価による“What was”についての情報だけでは十分な情報提供ではない。企業の現在を把握するためにも、時価評価である“What is”を評価体系に採り入れることが求められるようになっている。投資家は、企業の過去や現在ではなく、その企業の将来に対して投資するのであるから、将来についての“What if”の情報も必要となっている。
5. 今後、わが国の事業会社においてもデリバティブの時価情報やリスクに関する情報のディスクロージャーを充実する必要があるだろう。会計処理においても、ヘッジ会計の導入と時価評価に基づく会計処理の導入が求められる。

[目次]

- I. デリバティブの現状
 - II. 米国におけるデリバティブの会計
 - III. わが国におけるデリバティブの会計
 - IV. 今後の検討事項
- おわりに

I デリバティブの現状

1. デリバティブの増加

デリバティブ（金融派生商品）を巡る話題は近年ますます増加しており、取引残高も大幅に増加している。全世界での1994年末のデリバティブ取引残高が37兆ドル弱と米国のGDPの5.5年分にまで達している¹⁾。それと同時にデリバティブを巡る損失事例がいくつも生じている。そのため、デリバティブは正体が分からない怖いものであるとして「デリバティブ妖怪説」すらまことしやかに流布している。デリバティブは比較的新しい取引のため、統計の未整備や情報不足等からその実像が見えていないのも事実であろう。元来、デリバティブ取引は金利・価格変化の増大ともなっただけでなく、これらのヘッジとしてのニーズや、投資対象としてのニーズに応じて拡大してきた。

今日のようなデリバティブの増加は、金融機関だけにとどまらず、事業会社におけるリスク管理のツールとしても利用されてきたことによる。利用状況に関する統計が存在しないため、正確な数値は分からないが、日本経済新聞社が1994年7月に行ったアンケート調査によれば、事業会社でも84.3%の企業が何らかのデリバティブを使っ

たことがある、としている²⁾。従来、金融機関のデリバティブに関する議論はいくつか見られるが、事業会社におけるデリバティブに関する議論は少ない。そこで、本レポートでは主として事業会社を対象に、投資家としての立場からデリバティブの取扱がどうあるべきか検討することとし、いささかなりとも問題提起ができればと願うものである。

表-1 デリバティブ取引残高

(十億ドル)

	1990	1991	1992	1993	1994	対1990
取引所取引	2,290	3,519	4,633	7,761	8,838	3.86
金利先物	1,455	2,157	2,913	4,943	5,757	3.96
金利オプション	600	1,073	1,385	2,362	2,623	4.37
通貨先物	17	18	25	32	33	1.95
通貨オプション	57	63	71	75	55	0.96
株価指数先物	69	76	80	110	128	1.85
株価指数オプション ¹⁾	94	133	159	238	242	2.59
店頭取引	7,889	10,504	12,788	21,844	27,949	3.54
金利スワップ	2,312	3,065	3,851	6,177	8,816	3.81
通貨スワップ ¹⁾	578	807	860	900	915	1.58
FRA ¹⁾	1,160	1,530	2,005	3,216	4,589	3.96
為替先物予約 ²⁾	3,278	4,525	5,437	10,154	12,057	3.68
その他 ¹⁾	561	577	635	1,398	1,573	2.80
デリバティブ合計	10,179	14,023	17,420	29,605	36,787	3.61
(先渡除き)	5,741	7,968	9,978	16,235	20,141	3.51
商品別						
先渡契約	4,439	6,055	7,442	13,370	16,646	3.75
先物契約	1,541	2,251	3,018	5,085	5,918	3.84
オプション	1,311	1,845	2,249	4,074	4,492	3.43
スワップ ¹⁾	2,889	3,872	4,711	7,077	9,730	3.37

¹⁾ 個別銘柄に係るオプション及び商品関連の派生商品を除く。数値はBISの"Annual Report"にあわせてため、GAOとは異なる部分もある。

²⁾ コールオプション及びプットオプションの合計

³⁾ 異種通貨間金利スワップを含み、一取引につき片側通貨分の想定元本のみ計上

⁴⁾ 1992年まではFRBによる推計方法に基づいたGAOの推計に基づいている。1993年以降はニッセイ基礎研究所推計。

⁵⁾ 1992年まではGAOによる推計方法に基づいている。1993年以降はニッセイ基礎研究所推計。

⁶⁾ キャップ、カラー、フロアー及びスワップション

⁷⁾ ISDAによる推計、ISDAメンバー間の取引に伴って生じる二重計上分については調整済

(資料) BIS"Annual Report", GAO[1994], ISDA[1994]等によりニッセイ基礎研究所作成

¹⁾ 米国の1994年のGDPは6兆7384億ドルであり、わが国のGDPは449兆2400億円である。

²⁾ 日本経済新聞社[1994]p70。調査対象は、東証上場企業の事業会社の127社となっている。また、利用したデリバティブの種類では、金利スワップが83.2%、通貨スワップが62.6%、通貨オプションが47.7%となっている。

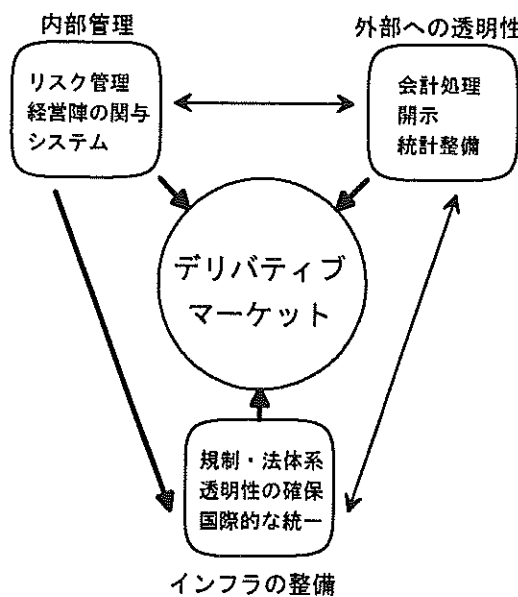
2. デリバティブマーケットのキーポイント

デリバティブマーケットが健全に発展するためのキーポイントは、図-1のような「インフラの整備」、「内部管理」、「外部への透明性」だと考えられる。

「インフラの整備」は、デリバティブマーケットに関する規制・法体系や取引慣行の整備や透明性の確保、さらにはこれらの国際的な統一である。規制といっても、デリバティブ取引自体を規制する直接的な規制では取引の歪みを招くにすぎない。デリバティブのリスクに対応したルールの設定等、デリバティブ市場の健全な発展に向けた競争促進的な規制の導入が必要である。法体系についてもFRAやFXA導入の際にあったような個別に認めるかどうかの議論ではなく³⁾、デリバティブ全般を包括的にとらえた法体系が望まれる。

「内部管理」には、リスク管理、経営陣の関与、システムの問題等がある。デリバティブ取引はリスク管理を適切に行わないと損失につながる可能性のあるため、重要な部分である。この部分につ

図-1 デリバティブマーケットを支える要素



「ニッセイ基礎研究所作成イメージ」

いては、当月報の乾稿「デリバティブとの共存」において報告が行われているので、そちらを参照願いたい。

「外部への透明性」は会計処理・ディスクロージャー、統計整備であるが、この件を巡って様々な議論が米国やわが国においても行われている。

ただし、これら3点は、それぞれ独立しているわけではなく、相互に影響しあって展開していくものである。リスク管理がディスクロージャーに影響し、規制によってリスク管理の促進が行われ、会計処理が内部管理へと影響しあっている。

本レポートにおいては、デリバティブに関する問題の中でも会計処理・ディスクロージャーの問題を巡る動向を紹介し、わが国の進むべき道を探ることとした。

3. デリバティブを巡る問題点

デリバティブの「外部への透明性」である会計処理・ディスクロージャーは、極めて不十分である。企業がどれだけデリバティブを利用しているかについて財務諸表から見ようとした場合、先物、オプション、為替予約についてのディスクロージャーは一部あるが、それ以外のデリバティブに関するディスクロージャーは存在していない。また、財務諸表以外のデータとしても、デリバティブ全体についてもあまり統計は存在していないし、個々企業に至っては当該企業と取引相手の金融機関のみが知りうる状況にとどまっている。

最近散見されるデリバティブ取引による損失事例では、デリバティブ取引自体の存在すら事前に投資家には明らかにされておらず、新聞公表を見て初めて損失や過去の経緯を知らされる状況である。そのため、デリバティブ損失による株価の低下等は自己責任において対応すべきだと言われても、投資家には自己責任をとれるだけの情報を事

³⁾ FRA(金利先渡契約)やFXA(為替先渡契約)について、刑法に規定する賭博罪に触れるおそれがあるとして取引が規制されていたが、金融当局の通達により1994年10月より解禁されている。FRAとは、将来の一定日を始期とする一定期間における金利を設定し、設定した金利と市場金利の差額を授受する取引である。

前に与えられず、自己責任原則を問にくい現状ではないだろうか。

デリバティブの会計処理やディスクロージャーといった外部への透明性を確保するのにどうすればいいのか、デリバティブの先進国とも言うべき米国の事例から学ぶべきところは多いと考えられる。そこで、以下において、米国の事例を参考としつつ、わが国の方向性を探ることとしたい。

4. デリバティブの種類

デリバティブの議論に入る前に、デリバティブの種類について整理を行うこととしたい。デリバティブの種類は切り口によっていくつかの分け方がある。契約形態、取引引きされる場所、対象となる資産・負債の3つが主な切り口といえよう。

まず、契約形態からは大きく分けると、先物型とオプション型の2種類に集約できる。先物型は、将来に受け渡すべきことを現在の一定の条件に従い前もって約定しておく売買取引であり、取引の当事者の双方が取引を行う義務を負っている。オプション型は、将来に一定数量のものを一定の価格で売り付けるまたは買い付ける選択権(option)を売買する取引であり、選択権を購入した側は権利を行使するかどうかの権利を持っているが義務は持っておらず、選択権を売却した側は権利が行使された場合に依る義務はあるが断る権利はない。先物型に含まれる取引は、先物取引、先渡取引、スワップが基本的な取引である。ここでスワップが先物型に含まれているのは、スワップが先渡取引を複数組み合わせることにより一つの取引に合成された取引であるからである。オプション型にはオプション、キャップ、フロア等の現物資産の権利行使に関する選択権だけでなく、スワップション、金利先物オプション等のデリバティブ

表-2 主要デリバティブ一覧

	先物型	オプション型
取引所取引	金利先物、 債券先物、	金利先物オプション、 債券先物オプション、
	通貨先物、	通貨先物オプション、
	株価指数先物	株価指数先物オプション
店頭取引	金利スワップ、	スワップション、FR A、キャップ、フロ ア、債券店頭オプ ション、
	通貨スワップ、	通貨オプション、通貨 スワップション、FX A
	エクイティスワップ	エクイティオプション

(資料) ニッセイ基礎研究所作成

の権利行使に関する選択権もある。

次に、取引引きされる場所から、取引所取引と取引所外で相対で取引引きされる店頭取引に分けられる。例えば、先物取引と先渡取引の違いは取引所取引として標準化されているのが先物取引であり、個々の取引においてカスタマイズされているのが先渡取引であるとの違いでしかない。オプションは取引所取引と店頭取引が存在しているが、スワップは店頭取引しかない⁴⁾。

また、対象となる資産・負債から、金利関連商品、通貨関連商品、株式関連商品に分けられる。金利関連商品は、債券や金利を原資産とする取引であり、債券先物、金利スワップ、キャップ等がある。通貨関連商品は、通貨スワップ、通貨先物、通貨オプションや為替予約である。株式関連商品は、株価のインデックスを原資産とした株価指数先物やわが国では認められていない個別株を原資産とした個別株オプションもある⁵⁾。

II 米国におけるデリバティブの会計

1. 現在のデリバティブの会計処理

米国における会計基準は原則として金融機関と事業会社共通である⁶⁾。そのため、金融機関だけ

⁴⁾ シカゴ商品取引所においてスワップを取引所へ上場することが検討されており、1995年6月よりテストが実施されている。

⁵⁾ 商品(コモディティ)に係るデリバティブも存在しているが、当レポートにおいては、検討の対象外としている。

⁶⁾ 米国における会計基準は、民間団体である財務会計基準審議会(FASB)が証券取引委員会(SEC)から設定権限を与えられて、会計基準を設定している。わが国のように、商法や税法に影響を受けるのではなく、投資および与信意志決定に有用な情報を提供することを目的として作成されている。

の会計基準も一部あるものの、基本的には同一の基準の下に会計処理を行っている。

また、米国の会計について、時価主義であるかのようにとらえているむきもあるが、取得原価主義の中にありながら、個々の資産および負債ごとに最も適切な測定属性⁷⁾が選ばれるべきであるとの見解に基づいて行われているのが実態であり、金融商品それぞれに最も適切な測定属性が選ばれている。例えば、ヘッジ対象となりうる資産・負債の評価について見ると、有価証券は、FAS115号⁸⁾『債務および持分証券への投資の会計処理』に基づいて目的に応じて取得原価、現在市場価格、将来のキャッシュフローの現在価値という測定属性が選ばれ、公正価値(fair value)⁹⁾評価がかなり採り入れられている。しかし、貸付金、売掛金、

買掛金は原則として取得原価により評価されている¹⁰⁾。

デリバティブは原則として時価評価され、ヘッジ取引として認められた取引は、ヘッジ対象の損益が実現するまで繰り延べられると言うヘッジ会計がとられている¹¹⁾。しかし、デリバティブの普及とともに、問題が生じてきており、会計処理についても現在議論が行われている。ここでのキーワードは公正価値とヘッジである。

(1) 先物取引・先渡取引

先物取引・先渡取引の会計処理は、通貨関連とそれ以外とで異なる。通貨先物・為替先物予約の会計処理は、FAS52号『外貨換算(Foreign Currency Transaction)』により(通貨スワップ・通貨オプションの規定も含まれる)規定され、通貨先物以外の先物取引の会計処理は、FAS80号『先物取引の会計処理(Accounting for Future Contracts)』により規定されている。ただし、先物の証拠金として預託した現金は、貸借対照表上資産の部に「預け金」として会計処理することは共通である。

通貨先物・為替先物予約の会計処理は、保有目的により、ヘッジ目的とヘッジ以外の目的とに分けられる。

表-3 FAS115号による有価証券の区分

区分	区分方法	会計処理方法
満期保有証券	企業が満期まで保有する明確な意思と能力をもっている債務証券	均等利回り評価額で評価
売買目的証券	主に短期間のうちに売却することを目的として購入され保有される債務証券及び持分証券	未実現損益を含んだ公正価値で評価し、未実現損益は損益計算に含める
売却可能証券	満期保有証券・売買目的証券のいずれにも分類されない債務証券及び持分証券	未実現損益を含んだ公正価値で評価するが、未実現損益は損益計算から除外し、株主持分勘定に区分表示

(資料) ニッセイ基礎研究所作成

⁷⁾ 資産評価という概念に代えて資産・負債の「測定属性」という概念が用いられ、①取得原価、②現在原価、③現在市場価値、④正味実現可能価値および⑤将来のキャッシュフローの現在価値から最も適切な測定概念に基づいて測定が行われる。

⁸⁾ FAS115号とは、FASBの公表している財務会計基準書(FAS)の第115番目という意味であり、公表順に番号が振られている。会計の対象や業種ごとに基準書が作成されており、1995年7月末段階で第122号まで公表されている。FAS115号の議論は、拙稿「米国における時価会計をめぐる議論について—FAS115号(有価証券の時価評価)と金融機関の動向を中心として—」、『ニッセイ基礎研究所調査月報』1993年10月号参照。

ここでの持分証券とは、株式に代表される証券であり、企業に対する所有持分を示す証券をさしているが、転換社債および株式であっても償還可能な優先株は含まれない。また、債務証券とは、債券に代表される証券であり、発行体と債権者との関係を示す証券をさしている。

⁹⁾ 公正価値とは、「強制的売却または清算に係る売却の場合を除き、経常的取引において、意志を有する当事者間で、当該商品が交換される場合の価格(FAS107号第5項)」であり、市場価格(market value)またはそれが無ければ類似商品の時価や将来のキャッシュフローの現価等の評価技術に基づく価格とされている。従って、公正価値という用語は、活発な流通市場で取り引きされる市場価格がある商品の価格だけに限定するのではなく、流通・発行市場の双方から得られる価格及び利率等により価額が適正に把握できる商品までを含んでいる。そのため、売却目的証券の場合、市場価格があれば市場価格を利用するが、無い場合は将来のキャッシュフローの現在価値が公正価値として利用されている。

¹⁰⁾ 貸付金については、FAS114号『貸付金の価値減損についての貸付者の会計処理』により、減損した貸付金、いわゆる不良債権については現在価値での評価が求められている。

¹¹⁾ 米国の法人税である内国歳入法においても、デリバティブは原則として時価評価され、ヘッジ目的の取引は損益が繰り延べられる取り扱いが行われている。ただし、会計と税務の取扱は必ずしも同一ではない。

ヘッジ以外の目的の通貨先物等の価格の変化により生じる未実現損益は、当期の損益として認識する値洗基準が適用される¹²⁾。ヘッジ目的で行われる通貨先物等は、ヘッジ対象である資産または負債が決算時のスポットレートで換算される場合には、先物契約時のスポットレートと通貨先物レートとの差額に先物外貨金額をかけた金額は先物期間にわたって償却し、契約時のスポットレートと期末のスポットレートとの差額に先物外貨金額をかけた金額は当期の損益として認識する。ここでの特徴は、ヘッジ対象に対して通貨先物が振り当てられるのではなく、独立した会計処理が行われることである。つまり、ヘッジ対象の換算レートとして用いられるのではなく、別個の独立した金融商品として会計処理が行われている。また、未だ取引が行われていない予定取引のヘッジは、確定取引のみ対象とされている。

通貨先物以外の先物取引の会計処理も、保有目的により、ヘッジ目的とヘッジ以外の目的とに分けられる。

ヘッジ以外の目的となる投機目的、時価評価される資産または売ポジションのヘッジ取引、ヘッジ取引の要件が満たされない取引の場合、価格変化により生じる未実現損益は、当期の損益として認識する値洗基準が適用される。

ヘッジ目的で行われ、一定のヘッジ基準が充たされた場合には、ヘッジ会計が適用される。ヘッジ会計が適用される場合は先物取引にかかわる損益は繰延処理が行われ、ヘッジ対象資産または取引の収益または費用計上期に損益に計上される。ただし、通貨先物以外の先物取引は、予定取引のヘッジ目的の対象をほぼ確定な将来の取引のヘッジまで拡大しており、通貨先物の取り扱いと相違

が見られる。

(2) オプション

オプション取引の会計処理を規定している FASB による基準書はない。ただし、強制力はないが AICPA の討議報告 (Issues Paper No.86-2 "Accounting for Options") により推奨される会計処理が定められている。それによると、オプション購入時に支払う(または売却時に受け取る)オプション料は、支払オプション料(または受取オプション料)勘定を使い、貸借対照表上資産(または負債)として計上される。オプションの会計処理についても、保有目的によって異なり、ヘッジ目的とその他の目的に分けられる。

ヘッジ目的以外のオプションは、すべてそのオプション料を時価¹³⁾で評価し、その評価損益を当期の損益として認識する時価基準が推奨されている。

ヘッジ目的で行われるオプションは、一定のヘッジ基準が満たされた場合には、売建および買建オプションともヘッジ会計の適用が妥当とされている。

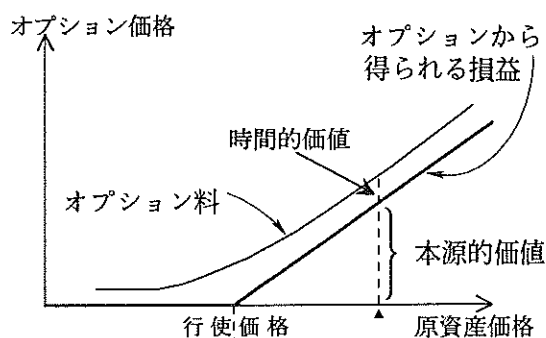
ヘッジ会計において、ヘッジ対象が低価法で評価されるか時価で評価されるが、その評価損益が株主持分(自己資本)の部に計上される買建オプションは、オプション料を本源的価値と時間的価値に分解し、本源的価値は繰り延べ、時間的価値は規則的かつ合理的に償却すべきとされる。しかし、ヘッジ対象が時価で評価されその評価損益が当期損益に反映される売建オプションと買建オプションは、オプション料を分解せずに一括して繰り延べるべきとされている。

モデルによりオプション料の仕組みを説明すると、図-2のように、オプション行使によって得られる損益(原資産価格-行使価格)は、オプション

¹²⁾ 値洗基準は市場価格の変化に伴い、清算値段で値洗いすることにより生じる値洗い差額を決算時点ではなく日々の損益として認識する基準。先物市場において契約履行の担保として証拠金を納めているが、時価の変動により担保必要額が変化する。時価による再計算を値洗と呼び、不足額が生じた場合はそこで生じた値洗差金として追加証拠金が求められる。わが国においては、取引所と取引所会員との間でのみ値洗差金の授受が行われているが、米国では会員と顧客の間でも授受が行われており、事業会社でも値洗基準を導入する素地がある。

¹³⁾ オプションの時価は、取引所取引については市場価格を利用できるため問題はないものの、店頭オプションについては、評価モデルとして何を利用するかや、前提として利用するボラティリティ等をどう推計するかといった問題があることも事実である。

図-2 コールオプションのオプション料分解例



(資料) ニッセイ基礎研究所作成

ン対象の時価が行使価格よりも低いとゼロであるが、行使価格よりも高い場合は、行使価格からの斜めの45度の直線により表現される利益が見込まれる。しかし、実際のオプション料はオプション行使によって得られる損益よりも高い。すなわち、オプション行使によって得られる損益が本源的価値(intrinsic value)と呼ばれる部分であり、それを上回る直線よりも上の部分が時間的価値(time value)である。時間的価値が発生するのは、満期時点において原資産価格が行使価格を上回ることにより、好ましい条件で権利行使できることへの可能性が反映された価値といえる。時間的価値は、満期が近づくにつれて満期時点での価格の推定の確率が高まることから、減少していく。

(3) スワップ

通貨スワップについては、他の通貨関連と同様にFAS52号が適用される。通貨スワップの会計処理も、保有目的により、ヘッジ目的とヘッジ以外の目的とに分けられる。

ヘッジ以外の目的の通貨スワップの価格の変化により生じる未実現損益は、当期の損益として認識する価値基準が適用される。ヘッジ目的で行われる通貨スワップは、通貨先物と同様に契約時のスポットレートとスワップレートとの差額を契約期間にわたって認識する。

ただし、金利スワップの会計処理の基準書はなく、会計慣行に基づいて行われている。会計処理は、保有目的により、ヘッジ目的とヘッジ以外の目的に分けられる。

原則として、ヘッジ以外の目的の場合は時価で評価し、その未実現損益は当期の損益として認識する時価基準が適用される¹⁴⁾。ヘッジ目的の場合は、発生主義に基づいて関連する債権債務に発生する利息と相殺して実効金利に修正した上で認識されている。ただし、ヘッジの場合に、ヘッジ対象が時価評価(低価法を含む)により評価損益が計上される場合は時価評価が行われることもある。

繰延アプローチではなく、発生主義に基づいた会計処理が原則となっているのは、先物取引やオプションと異なり、スワップの場合はキャッシュフローが生じるのが契約時と決済時だけでなく契約期間にわたって生じること、ヘッジ対象にあわせてスワップを組むことにより、ヘッジ対象の損益の発生時期に合わせてスワップも損益が発生するようになっているからである。前述のように、スワップは複数の先渡取引の合成であり、キャッシュフロー発生時に損益を認識するということは、時価評価を行わずに、ヘッジ対象の損益の実現時期であるキャッシュフローの発生時まで各先渡取引の認識を繰り延べているともいえる。

スワップに関連して発生した手数料はスワップ期間にわたって償却される。早期解約を行った場合に発生する損益は、対象となっている債権債務の残存期間とスワップ残存期間のどちらか短い期間にわたって償却されている。

(4) ヘッジ会計

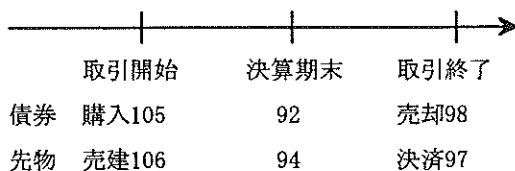
前述のようにヘッジ目的のデリバティブにはヘッジ会計が採り入れられている。それは、ヘッジ対象とヘッジ手段との間で損益の認識時期がずれるためであり、ヘッジ会計により損益の認識時期を

¹⁴⁾ スワップの時価は、将来のキャッシュフローを計測時点での利率で現在価値に割り引くことにより求められる。

合わせ、ヘッジの有効性を財務諸表に反映させている。

現在採られているヘッジ会計は、ヘッジ対象の損益の実現時期までヘッジ手段であるデリバティブの損益を繰り延べるという繰延アプローチが取られている。繰延アプローチは、例えば図-3のようなヘッジ取引の場合、決算期末に損益を認識せず、ヘッジ対象である債券の取引終了時点までヘッジ手段である先物の価格変動を損益として認識するのを遅らせるアプローチである。つまり、ヘッジ関係により当該取引により生じる損益を一体と見なして、取引終了まで損益が明らかとならないため、繰り延べているのである。繰延アプローチの他に取りうるアプローチとして、時価アプローチがある。これは、ヘッジ対象についても時価評価を行い、評価損益を繰り延べるのではなく、ヘッジ対象に時価評価を適用して双方の時価変動を損益に反映する方法である。つまり、ヘッジにより資産価値の変動を相殺するためにその資産価値の変動を発生した時点で認識している。

図-3 ヘッジ取引例



また、繰延アプローチと時価アプローチ以外のアプローチとして、混成アプローチもある。これは、ヘッジ対象またはヘッジ手段のどちらかに着目してその評価方法にあわせるアプローチであり、あるヘッジには繰延アプローチを適用し、別のヘッジには時価アプローチを適用することとなる。これらのアプローチをヘッジ対象とヘッジ手段の評価基準別に表したのが表-4である。ただし、低

表-4 ヘッジアプローチ別の損益認識方法

ヘッジ対象	ヘッジ手段	繰延アプローチ	時価アプローチ	混成アプローチ
原価	原価	原価	時価	原価
原価	時価	原価	時価	原価
時価	原価	原価	時価	時価
時価	時価	時価	時価	時価

(資料) ニッセイ基礎研究所作成

価法が関係する場合には時価と原価の関係により評価損の計上されるかどうかが生じるため、さらに複雑となる。

ヘッジ会計を採用していない場合でも、債券および先物の評価方法をどのようにしているかによっても損益の計上時期は異なるし、ヘッジ会計を採用している場合であっても、ヘッジ会計を繰延アプローチをとった場合と時価アプローチをとった場合では、損益の計上時期が異なってくる。表-5はヘッジ取引例における損益計上時期を例示したものであるが、アプローチのスタンスによって決算期末の損益が大きく異なる。

表-5 ヘッジ取引例の損益計上時期

	決算期末	取引終了
債券・先物ともに原価法	0	+2
債券は低価法、先物は原価法	▲13	+11
繰延アプローチ	0	+2
時価アプローチ	▲1	+3

(資料) ニッセイ基礎研究所作成

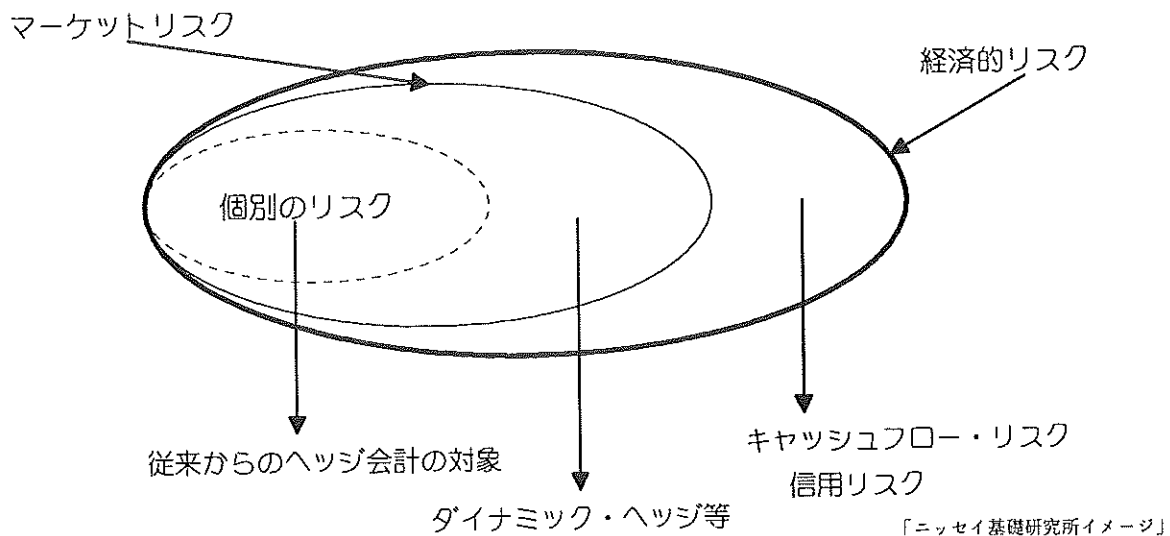
(5) 米国におけるヘッジ会計の問題点

米国におけるヘッジ会計の問題点として、ヘッジ会計を定めている基準の曖昧さと矛盾、ヘッジ範囲の狭さがあげられる。通貨関連の為替先物予約、通貨スワップ、先物取引には会計基準の規定があるが、オプション、スワップ(通貨スワップを除く)について規定が明確ではない。ヘッジに関しては、FAS52号とFAS80号との間で予定取引¹⁵⁾やクロスヘッジ¹⁶⁾のように扱いが異なるといっ

¹⁵⁾ 将来に予定される取引に付随するエクスポージャーをヘッジする取引。

¹⁶⁾ ヘッジ対象とヘッジ手段とが異なる資産を対象として行うヘッジ。例えば、米国債の為替リスクのヘッジを行う場合に、米国ドルと相関性の高いカナダドルで行う場合がこれにあたる。

図-4 リスクヘッジの対象



た点があり、ヘッジ範囲についてもダイナミック・ヘッジといったポートフォリオ・マネジメントにおける手法にまで対応していないことがあげられる。

表-6 基準書によるヘッジ取り扱いの相違

	FAS 52号	FAS 80号
対象	為替先物予約、通貨先物、通貨スワップ	通貨先物以外の先物取引
確認単位	取引単位	企業単位
予定取引	×	○
クロスヘッジ	例外的に認める	原則として認める
高相関性テスト	-	○

(資料) Bierman 他[1991]、久保田[1995]により作成

また、ヘッジ会計として認められるための要件は、次の3点である¹⁷⁾。

- ①市場・リスクの存在とヘッジによるリスク削減効果の存在
- ②会計主体によるヘッジ取引の指定またはヘッジ宣言
- ③ヘッジ手段・ヘッジ対象の時価変動の相関性と

当初からヘッジ期間にわたっての確認

ただし、ヘッジ会計の要件としてこのように定められているものの、検討すべき点がここでも存在している。

例えば、ヘッジ要件にしてもリスクの削減について、リスクの相関度合いはどの程度まで認めるのか、ヘッジが有効であるかの確認は取引単位なのか、事業単位か、企業単位なのか、確認の頻度は決算期ごとなのか、四半期¹⁸⁾ごとなのか、といった問題がある。現在、相関度合いは80%程度あればヘッジが有効であるとされているが、この程度で十分なのかといった問題もある。

また、ヘッジとしてどのような取引を対象とするかについても検討すべき点がある。例えば、従来であれば図-4の市場・リスクのうちの「個別のリスク」の部分がヘッジ対象とされていた。しかし、企業のリスクに対するヘッジ活動としては「個別のリスク」に対応して行われる部分だけではなく、市場・リスクに対応したヘッジ活動でも、マクロ(包括)・ヘッジ¹⁹⁾やダイナミッ

¹⁷⁾ 米国基準だけでなく、国際会計基準のE48、英国やフランスの銀行におけるヘッジ要件も同様の内容が求められている。

¹⁸⁾ 米国の場合は四半期ごとに会計報告を行っているが、わが国の場合は半期報告であり、制度の違いによりわが国の場合にそのまま適用できるわけではない。

¹⁹⁾ 複数のヘッジ対象を全体として包括的にヘッジする手法。個別のヘッジ対象とヘッジ手段の間には特定の関係は持たされていない。

ク・ヘッジ²⁰⁾があり、このようなヘッジ活動が大半を占めているとも言われる。また、現在はデリバティブを利用して他のデリバティブのヘッジを行ったり、デリバティブのヘッジを現物資産で行ったとしてもヘッジ会計として認められていない(ただし、このような取引はトレーディング活動で行われるものであり、すべて時価で評価することが望ましいと言える)という問題もある。さらに、マーケット・リスクに限らず、信用リスクやキャッシュフローの不安定さに備えたリスクヘッジも企業は行っており、これらの活動を会計的になどのように取り扱うかが問題となっている。実際、米国においては事業会社のヘッジの目的は、実際のキャッシュフローの変動を避けるための67.2%であり、会計的な収益の変動を避けるための28.1%を大きく上回っているとの調査結果もある²¹⁾。

2. 現在の検討状況

金融商品を巡る環境の変化に対応して、FASBは、1986年5月に金融商品をプロジェクトの課題に載せることを決定し、金融商品の会計についての検討を始めている。このプロジェクトは、①ディスクロージャー(開示)、②認識と測定(会計処理)、③負債と持分の区分(転換社債等の負債と持分の両方の性格を持つ金融商品の問題)、という3つのパートから構成されている。ここでの金融商品の定義は、「現預金、持分金融証券または(a)将来結果的に不利な条件で、他の企業に現預金または他の金融商品を引き渡す(もしくは他の金融商品と交換する)契約上の義務、及び(b)将来結果的に有利な条件で、他の企業から現預金または他の金融商品を受け取る(もしくは他の金融商品

と交換する)契約上の権利(FAS107 号第6項)」であり、伝統的金融商品である現預金、株式、債券、貸付金からオプション・スワップ等のデリバティブまでを含む広範なものである。

デリバティブの会計処理については、②認識と測定のひとつとして、ヘッジ会計を中心に検討が行われてきている。

FASBは、ヘッジ会計に関して、1991年に『ヘッジ会計—基本問題の探究—』と題するリサーチレポートを公表した。その後、1992年1月からヘッジ会計の検討を開始し、1993年6月にスタッフにおいて仮決定に至ったとして、『ヘッジ及びその他のリスク調整活動の会計処理』と題するスタッフレポートを公表した。

リサーチレポートは、ヘッジ会計を巡る包括的な研究を行っており、ヘッジの定義、適格ヘッジに関する問題、繰延ヘッジ会計に係る有効性の問題等について議論を行っている²²⁾。スタッフレポートは、ヘッジに関して従来と異なる新たなアプローチの提言を行っている²³⁾。提言されているアプローチは、①有効性アプローチ、②時価プール・アプローチ、③合成金融商品アプローチである。有効性アプローチは、ヘッジが有効な部分のみを繰り延べ、有効でない部分については当期の損益とするアプローチである。時価プール・アプローチは、ヘッジ手段とヘッジ対象の双方の全構成要素を時価評価し、それに伴う評価損益を当期の損益とするアプローチである。合成金融商品アプローチは、個別対応関係の明確なヘッジには、ヘッジ会計ではなくヘッジ対象とヘッジ手段を合成した一つの金融商品として取り扱おうとするアプローチである。しかし、これらのアプローチのうち有効性アプローチは好意的に受け止められたが、その他は賛同を得られなかった。

²⁰⁾ 資産負債を全体を対象としたポートフォリオ・マネジメントにおいて、市場価格の変動に応じて絶えずリスクを調整しあったり、調整を行うヘッジ活動。

²¹⁾ Wharton/Chase[1994]。調査対象は事業会社530社。

²²⁾ Bierman 他 [1991]

²³⁾ FASB[1993]、久保田[1995]に詳しく紹介されている。

1993年12月にはスタッフレポートにおける仮決定をとりやめ、新たに別のアプローチの検討を始めた。そして、1994年4月からスタッフレポートの時価プール・アプローチにヘッジに係る損益の取り扱いに修正が加えられた新たなアプローチの検討を始め、1994年11月に仮決定が行われた。仮決定したヘッジ会計のアプローチは、従来から行われてきた繰延ヘッジ会計の延長線上になく、FAS115号アプローチと呼ばれる新しいアプローチである。

FAS115号アプローチでデリバティブは、トレーディング目的とリスクマネジメント目的の取引に分類される。まず、トレーディング目的は、時価で評価し、その未実現損益は当期の損益として認識する。リスクマネジメント目的は、時価で評価し、その未実現損益は損益計算から除外し、株主持分勘定に区分表示することとなっている。すなわち、リスクマネジメント目的のヘッジ取引は評価損益は当期損益としないものの、時価評価を義務づけることを提案している。このように、目的別に分類し、トレーディング目的をFAS115号における売却目的証券のように、また、リスクマネジメント目的を売却可能証券のように会計処理することを以て、FAS115号アプローチと呼ばれている。このように、デリバティブは当期損益に反映するかどうかはあるものの、すべて時価評価される。このため、リスクマネジメント目的のデリバティブの評価損益は前述の有価証券のうちの売却可能証券の評価損益と同じ株主持分に計上さ

れることとなり、同一勘定で相殺されることとなるが、貸付金は原価評価であり、株主持分が変動するだけで相殺されることはない。

リスクマネジメント目的の対象となるリスクのエクスポージャーの範囲も幅広く、従来のようにマーケットリスクである価格変動に対してだけでなく、キャッシュフロー、信用リスクや災害等の事象に対して備える場合にも当てはまるとされている。また、従来のヘッジのようにヘッジと認められる条件も厳しくなく、意志表示さえすれば、リスクマネジメント目的とできるとされている。

このアプローチのメリットとして、以下の6点をFASBは挙げている²⁰⁾。

- デリバティブのリスクは、財務諸表に資産および負債として計上することにより、理解しやすくなる。
 - ヘッジ会計を要求している状況の多くに対応できる。
 - 必要なコストは、現在必要なコストを大きく下回る。
 - 広範囲のリスク管理戦略に対応できる。
 - すべてのデリバティブの測定に同一の属性が用いられることにより、財務諸表の比較対照性が改善されることになる。
 - デリバティブによる繰延損益は、負債および資産として反映されないことになる。
- しかし、デメリットとして以下の5点があることをFASBは認めている。
- 企業の貸借対照表に比較対照性が生まれる一方で、その損益計算書は、デリバティブの分類に左右されることとなる。
 - 株主持分の不安定度が増す。
 - 経済的に関連する損益の一部が、同一の期間に実現されないことにより、異なった期間の損益に反映されることになる。
 - 一部の人が実現・未実現損益の間の不適当な

表-7 FAS115号アプローチ

区分	区分方法	会計処理方法
トレーディング目的	トレーディング目的として単独で利用されるデリバティブ	未実現損益を含んだ公正価値で評価し、未実現損益は損益計算に含める
リスクマネジメント目的	リスクマネジメント目的としての意志表示	未実現損益を含んだ公正価値で評価するが、未実現損益は損益計算から除外し、株主持分勘定に区分表示

(資料) ニッセイ基礎研究所作成

²⁰⁾ FASB[1994]

区分と考えるものをつくり出す。

- 対象は、主として独立したデリバティブであるため、貸借対照表上の金融商品に組み込まれているデリバティブを無視するという会計慣行は、今後も継続される。

以上のメリット・デメリットを踏まえた検討が行われ、1995年前半には、会計基準の公開草案が公表される予定となっていた。しかし、仮決定内容に対して、金融機関からは株主持分部分の金額の変動が大きくなるとの指摘やデリバティブとヘッジ対象の損益の実現のずれがある場合、会計処理上、ヘッジとして行われなくなることに對する不満、株主持分勘定に評価損益を計上することによる株主持分勘定とはなにかという問題の提起等が寄せられた。

そのため、1995年5月には、FAS115号アプローチからの方針変更を行い、「3カテゴリー3クラス」アプローチの仮決定を行った。3カテゴリーとは、デリバティブ利用の目的を「トレーディング目的」、「包括的収益目的(comprehensive income)」、「簿価修正目的(basis adjustment)」の3つに分けることである。「包括的収益目的」、「簿価修正目的」はともにヘッジ目的であり、会計処理として評価損益を損益に反映すると株主持分に反映すると2パターンを持ち、取引ごとに変えることができるようにしている。3クラスとは、リスクの区分を「為替リスク」「金利リスク」、「その他のリスク(コモディティ・リスク等)」の3つに分けて、それぞれの中でヘッジ判定の際のリスクの区分にしようというものである。

会計処理は、「トレーディング目的」については時価で評価し、その未実現損益は当期の損益として認識するという従来の原則的会計処理を踏襲しており、「包括的収益目的」は時価で評価し、その未実現損益は損益計算から除外し、株主持分勘定に区分表示するというFAS115号アプローチの「リスクマネジメント目的」と同じ会計処理をとっている。「簿価修正目的」は、未実現損益

を繰延処理し、ヘッジ対象資産または取引の収益または費用計上期に損益に計上するという従来のヘッジ会計の会計処理を踏襲している。ただし、このアプローチも仮決定されたものの、全面的な支持が得られなかった。

表-8 3カテゴリー3クラスアプローチ

区分	区分方法	会計処理方法
トレーディング目的	トレーディング目的として単独で利用されるデリバティブ	未実現損益を含んだ公正価値で評価し、未実現損益は損益計算に含める
包括的収益目的	ヘッジ目的として認められる取引。包括的収益目的に区分するかペーシス調整目的に区分するかは取引ごとに企業が判断	未実現損益を含んだ公正価値で評価するが、未実現損益は損益計算から除外し、株主持分勘定に区分表示
簿価修正目的		未実現損益はヘッジ対象資産の損益実現時まで繰り延べられる

(資料) ニッセイ基礎研究所作成

そのため、1995年6月には従来のアプローチとは別に、デリバティブだけでなく、すべての金融商品を時価評価するという時価アプローチの検討が開始されている。すべての金融商品を時価評価すれば、ヘッジに関しては、時価ヘッジアプローチをとることとなる。ただし、1995年7月末現在ではまだ検討が続けられている。このようにプロジェクトは暗礁に乗り上げているとされており、1995年第3四半期にヘッジに関する特別レポートを公表するとしているが、公開草案の公表時期は決まっていない。

これらの各アプローチは、現在の米国のヘッジ会計の問題点を解決するために考えられており、今後のわが国においてヘッジ会計を導入するにあたり、参考として検討に値しよう。

3. デリバティブのディスクロージャー²⁵⁾

金融商品に関するディスクロージャーの基準としては、3つある。FAS105号『オフバランスシートリスクを伴う金融商品、並びに信用リスクの集中を伴う金融商品に関する情報の開示』は、オフバランス・リスク²⁶⁾のある金融商品の開示及び信用リスクについての開示を、FAS107号『金融商品の公正価値の開示について』は、金融商品全般の時価開示を求めている。FAS119号『派生金融商品及び金融商品の公正価値開示について』は、FAS105号とFAS107号からさらにデリバティブのディスクロージャーの拡充を規定している。

米国におけるディスクロージャーの対応状況は、表-9のように、デリバティブに求められる情報としての利用目的、公正価値、マーケットリスク、信用リスクをかなり網羅している。ディスクロージャーをトレーディング目的とそれ以外の目的(ヘッジ目的やリスク・マネジメント目的)に分けることを求めている。すべての金融商品に対して時価としての公正価値を求め、デリバティブについては、額面または契約金額(想定元本)、内容及び条件、会計方針を求めている。特に、レバレッジが付いた商品については、レバレッジの特徴が適切に開示されていなければ、ミスリーディングな情報となりえるとして、追加情報を開示することを求めている。

目的別の情報として、トレーディング目的に対して、デリバティブの種類ごとの公正価値総額の

平均残高と純トレーディング損益を求め、トレーディング以外の目的に対しては、デリバティブの利用目的、デリバティブの認識と測定の方針、予定取引についての情報を求めている。

公正価値以外にマーケットリスクとして求められているのは、契約金額(想定元本)である。信用リスクとしてはリスクの上限額²⁷⁾を求めており、デリバティブの時価である再構築コストがそれに該当するが、事業会社においては必ずしもディスクロージャーしている企業が多いとは言いがたい。

FAS119号ではこの他に強制ではなく奨励項目として掲げられたディスクロージャー項目もある。これらは、企業が内部のリスク管理として用いられている項目が掲げられており、以下の5項目であった。

表-9 米国におけるディスクロージャー対応状況

	デリバティブ		デリバティブ以外の金融商品	
	オフバランス リスク有	オフバランス リスク無	オフバランス リスク有	オフバランス リスク無
利用目的				
公正価値				
マーケットリスク				
信用リスク				
集中				

(資料) ニッセイ基礎研究所作成

- ①現在のポジション、及びその会計期間中の活動についての詳細。
- ②市場価格の変化が株主持分または年間収入に与

²⁵⁾ デリバティブのディスクロージャーを巡る議論については、拙稿「米国において進む金融商品の開示とデリバティブへの対応」、『ニッセイ基礎研究所調査月報』1995年2月号参照。

²⁶⁾ オフバランス・リスクとは、貸借対照表に表示されている金額を超える会計上の損失を生じさせる可能性のある取引を指している。例えば、オプション取引でも買い建てであれば支払ったオプション料以上に会計的損失を受ける可能性はないため、オフバランス・リスクはないとされる。しかし、売り建てであれば、受け取ったオプション料以上に会計的損失を受ける可能性があるため、オフバランス・リスクがあるとされる。

²⁷⁾ 金融保証であれば、相手方が倒産した場合の支払額の現在価値。ローン・コミットメント、スタンド・バイL/Cであれば、実行された場合の貸付額。金利スワップや先渡取引は、市場価値の変動により有利な状態になっている取引についてのみの再構築コストが該当する。再構築コストとは、その時点において、不履行となった契約と同一のキャッシュフローを再現する場合に要するコストの現在価値である。しかも、損失を被る場合のみ、すなわち、その時点において時価がプラスのものを対象としている。

える仮定的影響²⁸⁾。

③金利更改または償還日のギャップ分析²⁹⁾。

④金融商品のデュレーション³⁰⁾。

⑤期末時のデリバティブその他のポジションによるその企業体のバリュー・アット・リスク³¹⁾、及び平均バリュー・アット・リスク。

これらの項目は、企業の導入状況が異なり、バリュー・アット・リスクのように採用している企業が限られるとともに公認会計士の中でも理解していない場合もあるといった問題があるため、強制とされなかった。

従来の会計情報が提供していたのは、取得時点としての過去と決算時点としての現在の情報が中心であった。しかしながら、デリバティブのように変動するリスクを対象として取り引きしているような金融商品であれば、その価格変動が企業の投資対象としての価値に大きな影響を与えることとなる。そのため、リスク管理で利用されているバリュー・アット・リスクやベシス・ポイント・バリューといった将来を推定した情報のディスクロージャーが求められているのである。

Ⅲ わが国におけるデリバティブの会計

1. 現在のデリバティブの会計処理

わが国においても、金融制度調査会をはじめ各

方面で、デリバティブの会計処理・ディスクロージャーについて議論が行われている。デリバティブの発展には、これを利用する企業の「外部への透明性」は不可欠な問題である。

わが国におけるデリバティブの会計処理は、原則として決済基準に基づいて行われており、デリバティブの決済が行われるまで原則として損益は発生しない³²⁾。これは、商法上、評価益は計上しないとする立場に基づくものである。この例外として、通貨関連取引において期末時点価格と取得時点価格との差額が計上でき、一見評価損益の計上が容認されているかに見受けられる。しかし、これととも、期末時点における取得時点との通貨の差額は評価損益ではなく、換算差損益であるという判断に基づいて取得価額からの乖離分の計上が認められたにすぎない。

1995年5月に改訂された「改訂外貨建取引等会計処理基準(改訂基準)」においては、従来の為替予約だけに認めていたヘッジによる換算差額の計上を先物、オプション、スワップにまで対象を広げている。ただし、「改訂基準」にしても、米国のFAS52号のようにデリバティブを独立した金融商品として会計処理する「独立方式」を採用せず、外貨建金銭債権債務に振り当てることにより、通貨関連デリバティブに対象資産・負債との関係を明確に求め、換算レートとして会計処理する「振当方式」を採用している。

このようにデリバティブに関する会計基準にお

²⁸⁾ 市場価格の変化の影響を示す方法とは、金利の変化に対する価格の変化を表すベシス・ポイント・バリュー等である。例えば、すべての金利の±10ベシスポイント(0.1%)の変動がどれだけの影響を与えるかの管理である。金利以外であれば、為替レートの±10%の変動、商品価格の±10%の変化等が考えられる。つまり、金利等の変化に対する価格の変化額である。ただし、ベシス・ポイント・バリューは、一時点での限界的な変動による影響を表しているだけで、その価値は限られているという意見もある。

²⁹⁾ 金利リスク測定のひとつのアプローチである。金利の影響を受けやすい資産および負債の残高を、更改日または償還日ごとにグループ分けし、資産と負債の累積的な金利影響度の「ギャップ」を示す方法である。しかし、ギャップ分析は、オプションの効果を抑えることができず、また分析されるすべての商品が単一の通貨で記載されていなければ使用できないため、金融機関における管理ツールとして重用されなくなりつつあるという意見も示されている。

³⁰⁾ 将来のキャッシュフローを基にした計算の結果による金利の変化に対する価格の感応度を示している。そのため、この値が大きいと金利変動に対する価格変動が大きいことを示している。また、投下資本現価をウェイトにして計算した平均回収期間ともいえる。また、平均回収期間としての(マコーレ)デュレーション以外に、価格変動性を示す修正デュレーションの考え方もある。

³¹⁾ バリュー・アット・リスクとは、特定の期間に、特定の確率で発生しうる価格変化が、金融機関のポジション、ポートフォリオ及び会社全体にもたらし得る損益額を測定する方法。バリュー・アット・リスクは、市場リスクを従来の商品別の測定尺度から、ひとつの共通尺度により経営的観点から測定できる方法として注目されている。

³²⁾ 銀行においては、通貨関連のデリバティブに値洗い基準が導入されている。

いて、わが国では時価評価を採用していない。ところが、当月報の乾稿「デリバティブとの共存」において述べられているとおり、デリバティブを管理する上で時価評価は不可欠であり、管理として利用される損益と外部報告の損益を一致させるために、デリバティブを扱う金融機関の子会社が海外へと逃げ出すひとつの要因に会計基準が挙げられている³³⁾。つまり、金融の空洞化の一因としてデリバティブの会計基準が指摘されている。

(1) 先物取引・先渡取引

先物取引・先渡取引の損益の認識方法は、通貨関連を除いて、現在は決済基準が採られている。

通貨関連については、従来から「外貨建取引等会計処理基準」において、為替予約が、ヘッジとして用いられた場合、個別に為替予約を振り当てられたヘッジ対象を為替予約の予約レートで換算するというヘッジ会計が採られていた。1995年の「改訂基準」においては、包括ヘッジにおいて「振当方式」の採用が追認するとともに、通貨先物についてもヘッジ会計を採用することを認められるようになった。そのため、一対一の関係が明確な個別ヘッジをヘッジ会計の対象とし、包括ヘッジは個別の外貨建債権債務に振り当てられる取引をヘッジ会計の対象としている。

「改訂基準」は、ヘッジ会計そのものは将来の検討に委ねるとして、ヘッジ効果を反映させるために損益を繰り延べるという方法は避け、外貨建金銭債権債務の換算の枠内で対処している。さらに、振り当てができないデリバティブの取引については従来からの決済基準のなかで行うとしており、デリバティブ自体をどう会計処理するかといった問題も将来の課題としている。

通貨関連を除いた先物取引の会計処理について

は、日本公認会計士協会の公表している「債券先物取引の会計処理(以下、協会報告)」と企業会計審議会の公表している「先物・オプション取引等の会計基準に関する意見書等について(以下、意見書等)」がある。

ただし、「協会報告」は、従来からある決済基準を実現主義の下における会計処理として確認しているにすぎない。また、「意見書等」も、「先物取引の損益認識について会計基準を設定し、また、ヘッジ会計を導入することは、(中略)時期尚早であるとの判断に基づいて、これまでの審議経過を踏まえた基本的な考え方を中間報告としてとりまとめ、今後、確定基準を定める際の検討材料を提供することとした」とあるように、先物取引の会計基準とヘッジ会計についての検討を行ったが、決定はできず、今後の検討材料としてその内容を提示するにとどめた。中間報告であり確定基準にまで至っていない

しかし、「意見書等」では、先物取引の損益の認識方法として現在の決済基準ではなく、値洗基準が望ましい基準であることを明らかにしたが、未解決の問題があるため、確定には至っていない。決済基準は損益の認識を先物取引の決済時点において認識するのに対して、値洗基準は米国の会計基準のように市場価格の変化に伴い、時価で値洗いすることにより生じる値洗い差額を決済時点ではなく日々の損益として認識する基準である³⁴⁾。その比較において、先物取引を現在のように決済基準で損益認識することの欠点として以下の点が挙げられている³⁵⁾。

- ①差損益等がオフ・バランスとなっているため、企業の経営実態、とくにリスク状況を的確に把握できない。
- ②先物相場の変動により損失が生じても、これを

³³⁾ 日本経済新聞社[1994]pp34~35。日本長期信用銀行、日本債券信用銀行、安田信託銀行がその実例として挙げられている。わが国の連結会計の下では、海外子会社の損益は、わが国の会計基準に基づかなくともよく、現地の会計基準に基づいた損益を為替換算して連結している。そのため、連結財務諸表の中には、時価評価された損益が含まれていることとなる。

³⁴⁾ 日米で値洗制度の対象が異なり、わが国は取引所会員と取引所の間だけだが、米国では顧客との間でも行われている。

³⁵⁾ 新井、白鳥[1990]p46。

認識しないことは、企業財務の健全性の観点からみて好ましくない。

③利益が生じている取引を決済し、損失が生じている取引は未決済のまま残すという恣意的な取引を行うことにより、利益を捻出し、期間利益を操作する余地がある。

④ヘッジ目的で行われていても、ヘッジ対象のリスクをカバーしているという実態が、財務諸表に正しく反映されない。

そして、先物取引については、値洗制度に着目して値洗基準を採用することが制度的および理論的にできるとしつつも、また同時に以下の問題点も指摘されている³⁰⁾。

①値洗基準を採用する場合には、ヘッジ会計の導入も併せて検討しなければならないが、ヘッジ会計については、その適用基準(ヘッジ関係の有無の判定方法、特に、実務で一般に行われている包括ヘッジでの対応関係の特定等)、先物損益の配分・繰延方法等についてなお検討する必要がある。

②値洗基準によって認識された損益を、商法上の配当可能利益に含めること、あるいは、税務上の課税所得に算入することの可否について、商法および税法との関係をなお検討する必要がある。

③先物取引については、値洗制度に着目して値洗基準を採用することが制度的および理論的にできるとしても、オプション取引その他の金融商品取引について、値洗基準と整合性ある会計基準を設定することができるかについてなお検討する必要がある。

このような問題があるため確定は見送られたが、先物取引の会計処理自体については、時価評価とも言える値洗基準によって行われることが望ましいのは明らかとされた点は、注目すべき点として挙げられる。

(2) オプション

オプションの損益の認識方法も、現在は決済基準が採られている。そのため、損益が認識されるのは、途中の権利行使時か満期時である。オプションの会計処理に関しては、「意見書等」の第一部により、オプション購入時に支払う(または売却時に受け取る)オプション料は支払オプション料(または受取オプション料)勘定を使い、貸借対照表上仮受金(または仮払金)として計上されることが決められている。

ただし、売建時や買建時に授受されるオプション料以外についての会計処理についてはふれられておらず、オプション料が後払いの場合について、貸借対照表に計上されたオプション料のその後の処理として、満期時に一括して処理するのか、オプション期間にわたって期間配分するのか、また、期間配分するとしても時間的価値だけなのか、本源的価値まで含むのか、といった問題については明確ではない。

また、ゼロコスト・オプションのように当初のオプション料支払がない場合に、オプション料を支払オプション料と受取オプション料に分解して計上すべきであろうが、実務的には分解して計上しているとは限らないようであり、これらの取扱についての明確な基準が必要であると考えられる。

オプションによるヘッジは、「意見書等」の作成段階において検討が行われたが、オプションの定着状況、会計実務の推移等を見極める必要があるとして、報告としてはヘッジについてはふれられなかった。その後、企業財務制度研究会(COFRI)³¹⁾において「意見書等」を受ける形でオプションに関する会計問題について検討が行われ、「オプション取引会計基準形成に向けての調査研究(以下、COFRI報告)」としてまとめられた。その報告のなかで、オプションの会計処理、ヘッジにおける取り扱い、オプションを組み合わせた複

³⁰⁾ 新井、白鳥 [1990] p48.

³¹⁾ ディスクロージャー制度、企業会計およびその他の企業財務を巡る問題を調査・研究する機関として、設立された財団法人。

合商品の会計処理についての包括的な研究成果が示されている。

さらに、「改訂基準」により買建通貨オプションは、ヘッジ会計を採ることを認められるようになった。ただし、売建オプションは、為替レート変動の一定範囲内ではヘッジ効果があるが範囲外では効果がなくなることや、大きなリスク負担を伴うことから、厳密な意味でのヘッジとは言えるか疑問があるため、除外されている。

(3) スワップ

スワップのうちの通貨スワップの会計処理に関しては、「改訂基準」において外貨建債権債務に付した場合の会計処理が示されている。従来、通貨スワップの会計処理に関する資料としては、日本公認会計士協会の研究報告第二号「スワップ債の会計処理等について」および研究報告第二号を改訂した研究報告第三号「通貨スワップの会計処理」があったが、これらは実務を拘束するものではなく、「改訂基準」により正式に決定されたと言えよう。ただし、金利スワップに関してはこのような研究報告も存在していない。

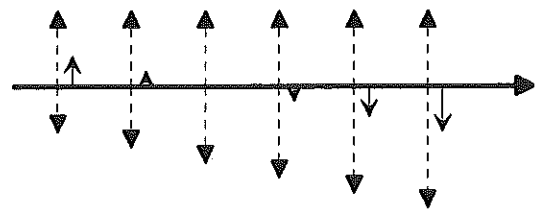
「改訂基準」においては、通貨スワップが外貨建債権債務に付されたことにより為替予約と同等の効果が見られる場合の会計処理として、為替予約において定着している振当方式を採用することを求めている。

これに対して、金利スワップについては、通貨スワップのような基準は存在しているわけではないが、実務上、発生主義に基づいてスワップ利息が発生した時期に損益が計算されている。

リスク・マネジメント目的の通常のスワップ取引であれば、このような発生主義による会計処理で問題は生じない。しかし、トレーディング目的や利益調整目的の取引、イレギュラーな取引を行った場合および途中解約を行った場合に、その会計処理が問題となってくる。

トレーディング目的のように他の金融商品と関連づけて取引を行っていない場合、現在の会計基準の下では、スワップのキャッシュフローがそのまま損益に反映される。そのため、スワップ期間の前半に支払超過となり、後半に受取超過となるようなスワップであれば、前半に利益が生じ後半に損失が生じることとなる。例えば、固定金利支払／変動金利受取の金利スワップ契約を交わすこととする(現在の金利水準であれば、当初交換する固定金利は変動金利より高い)と、キャッシュフローとしては、当初に受取超過が生じる。このことは将来変動金利が上昇し支払が生じることが前提とされている。すなわち、当初収益が計上されるが、それは将来の損失の先取りでしかない。スワップはそもそも将来のキャッシュフローの現在価値が等価値であれば取引が成立し、実際の損益を反映するものではない。このような場合には、時価評価していなければ誤った情報が会計処理により伝えられてしまう。

図-5 スワップのキャッシュフローの例



*固定金利支払の変動金利受取のスワップの例。点線がスワップ取引におけるキャッシュフローであり、実線が実際のキャッシュフロー。ただし、この場合でも契約時点でのキャッシュフローの現在価値はゼロである。
(資料) ニッセイ基礎研究所作成

イレギュラーな取引として、スワップ期間の当初にアップ・フロント・フィー³⁹⁾を支払う場合などは、現在は一時の費用として計上することが多い。しかし、この一時金は金利支払のかわりに当初に手数料の形で支払われたものであり、そのような手数料は本来は一時に費用として計上するのではなく、スワップ期間にわたって期間按分すべきである。

³⁹⁾ スワップ開始日において支払われる手数料であり、スワップレートや支払回数の調整に関連して支払われる。

また、スワップを途中解約した場合についても会計処理は定まっていない。原則として一時の損益とされるが、その判断も不明確となっている³⁹⁾。そのため、今後、これらの取り扱いについて明確な基準を作成していくことが望ましい。

2. 現在の会計処理の問題点

ここで、ヘッジ取引を行っている場合、トレーディング取引を行っている場合、決算操作として用いられる場合に起こりうる現在の会計処理の欠点の3例を示してみたい。

(1) ヘッジ取引

債券を低価法で評価している企業が先物取引を使用してヘッジを行った場合に問題が生じる。図-3の事例に基づく表-5を見ればわかるように、債券とヘッジ関係が成立しているにもかかわらず、決算時点では大きな損失を計上し、さらにその翌期に先物の決済による利益を大きく計上するという損益の大きな振れを生じさせる可能性がある。図-3の事例であれば、先物取引のため、先物取引に係る評価益はディスクロージャーの対象となっており、そこからある程度は類推することは可能である。しかし、これがスワップの場合、スワップの評価益のディスクロージャーは行われない。財務諸表に反映されないということは、企業の意図したとおりにヘッジができたとしてもそのように経営成績や財政実態が表示されないことになってしまう。

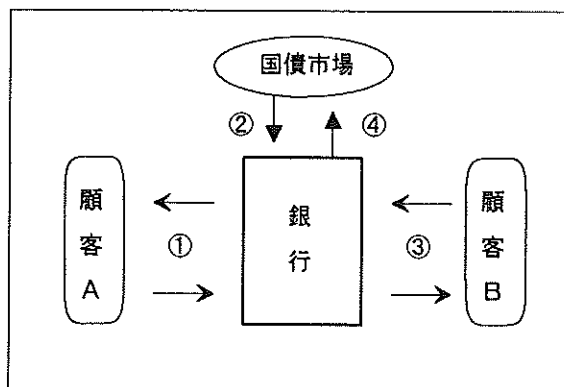
したがって、実際には時価ベースでヘッジできているにもかかわらず、会計処理上では損益のズレが生じてしまうことから、逆にこれを回避するため、本来行うべき取引を行わないという弊害も見られている。そのため、会計制度がリスクマネジメント、適正な価格形成や市場の発達を阻害しているともいえ

る状況となってしまう。

(2) トレーディング取引

例えば、図-6のように、トレーディング取引として、銀行が①顧客Aと金利スワップを組み、②そのヘッジとして国債市場から国債を購入したとしよう。その後、さらに③顧客Bと金利スワップを組み、④国債によるヘッジが不要となったため、国債を売却したとする。このような場合に、①②から③④の時点で金利が0.5%低下していた場合、国債の債券売却益が生じる。また一方で、顧客Aと組んだ金利スワップの金利と顧客Bと組んだ金利スワップの金利では、顧客Bと組んだ金利スワップの金利のほうが0.5%低くなっているため、逆ざやとなる。この例では、国債の債券売却益は金利スワップの金利差分の先取りでしかないわけである。ところが、わが国の会計基準の下では、債券売却益は売却時の利益として計上され、金利スワップの金利差は、その後の決算期間に計上されることとなる。

図-6 トレーディング取引の事例



(資料) ニッセイ基礎研究所作成

もっと単純な例としては、わが国のスワップ取引の検討でふれたような、トレーディング目的のスワップ単独の取引により、当期に利益を計上して翌期に損失を計上することもできるので、使い方によっては決算操作につながりかねない。

³⁹⁾ 税務当局の判断を求め、その取り扱いに応じて行われる場合が多い。スワップキャンセルの合理性やキャンセル後のスワップの締結の有無といったことがその判断の根拠となっているようだが、明確な基準は示されていない。

(3) 決算操作

デリバティブを利用した決算操作につながりかねない例として次のようなものもある。例えば、為替先物予約が開示対象となり、ヒストリカル・レート・ロールオーバー⁴⁰⁾ができないようになったために、その救済として行われるレスキュー・オプションがある⁴¹⁾。

3月決算期末時点で1ドル=90円である場合に、1ドル=85円のドル売りの為替先物予約を行っているとする。90円-85円=5円の差損を持っているのだが、これを消すために、3月末満期日の権利行使価格1ドル=85円のドル・コール・オプション(ドルを買う選択権)を買い付け、そのオプション料見合いとして同時に1ドル=84円のドル・コール・オプションを売却するとする。このことにより、ドル売りの為替先物予約とドル・コールとが相殺され、含み損を抱えたドル・コールが残るが、差損を表面化させないのを資金を使わずにでき、また、ディスクロージャーから逃れられたように見える。

しかし、このような会計処理を行うにはいくつかの障壁が存在している。このようなレスキュー・オプションも現在の会計処理でも本来は損失の繰延はできない。まず、為替予約とドル・コール・オプションの相殺は認められない。一旦、為替先物予約の差損は実現したため計上しなければならない。次に、オプションに対して対価は支払っていないが、オプション料の授受は両建てで計上すべきであり、ディスクロージャーの対象として貸借対照表に計上されている金額が開示されなければならない。とはいえ、現実に金額の授受が伴わず、また、デリバティブに詳しい人間でないと見抜きにくく、実際に救済が行っているから新聞に載っているのであり、損失の繰延を誘引する環境にある。

3. デリバティブのディスクロージャー

次に、わが国におけるデリバティブのディスクロージャーであるが、まずオプション・先物の時価開示があげられる。オプション・先物の時価開示は、有価証券の時価開示と同時に時価開示を行うこととなった。対象は、デリバティブと呼ばれる商品のうちのオプション・先物の取引所に上場している商品に限られており、店頭オプションは貸借対照表の価格しか開示が行われていない。これは、上場している商品と違って、時価が市場において得られないことと、エンドユーザーとして時価を算出することができない場合もあり、時価を算出したとしても時価は一義的ではないためである。この結果、オプション・先物の時価を開示しているといっても、デリバティブの一部だけを開示しているにすぎず、当該企業の持つデリバティブのすべてが開示されているわけではない。

わが国の会計は時価を取引所の取引により求められる価格とすることによって操作性を排除しているともいえるが、そこにこだわり過ぎることにより開示を不十分に止めてしまっている。しかも、オプション・先物以外のスワップやキャップ・フロア等の金融商品についての開示は一切なく、改善の余地が大きいと考えられる。特に、オプション・先物の会計処理・開示が検討された当時と比べて取引量が飛躍的に増加しているだけに、今後更にデリバティブの会計処理・開示を進めていく必要がある。

表-10にわが国のディスクロージャー対応状況を載せてあるが、表-9と比べた場合、ディスクロージャーを行っている項目が少ないことに加えて、ディスクロージャーを行っている項目であってもその対象商品が少ないことが目立っている。

⁴⁰⁾ ヒストリカル・レート・ロールオーバーとは、為替予約の延長により含み損の出ている契約を期日がきても決済せず、損失を先送りする慣行であり、1995年3月より原則として廃止された。

⁴¹⁾ 日経金融新聞 1995年6月23日金曜ゼミナール「デリバティブの危険性」光石民郎において紹介されていた事例。

表-10 わが国のディスクロージャー対応状況

	デリバティブ		デリバティブ以外の金融商品	
	オフバランス リスク有	オフバランス リスク無	オフバランス リスク有	オフバランス リスク無
利用目的				
公正価値	先物、ワラント、為替予約			有価証券
市場リスク				
信用リスク				
集中				貸付金
	事業会社		銀行のみ	

(資料) ニッセイ基礎研究所作成

4. 時価評価導入への動き

わが国においても、いくつかの時価評価へ向けた動きが生じてはじめています。金融制度調査会において金融機関におけるデリバティブのディスクロージャー拡充、金融機関におけるトレーディング勘定への時価評価会計の導入の提言が行われている。また、年金基金に対しての時価評価導入の動きも生じています。これらは企業会計全体への時価評価導入ではないが、今後の動向を考えていく上で、重要な動きと言えよう。

(1) 金融制度調査会報告

金融制度調査会(大蔵大臣の諮問機関)に設けられた「金融機関のディスクロージャー(情報開示)に関する作業部会」および「基本問題検討委員会」から、それぞれデリバティブに関連した報告書が公表されている⁴²⁾。

「金融機関のディスクロージャー(情報開示)に関する作業部会」は、「金融機関のデリバティブ取引の情報開示について」と題する報告書においてデリバティブの①取引規模を示す「想定元本」、②取引相手が支払い不能になった場合、損害回復に必要な金額を示す「信用リスク」、③金利や株

価の変動で生じる潜在的な損失を示す「マーケットリスク」、④トレーディング勘定の規模を時価で算出した「公正価値」、の4項目を開示すべきであるとしている。

開示項目の中の信用リスクとしては、取引相手がデフォルト状態になった場合に被る損失額を示す数値である再構築コストが望ましいが、定期的に再構築コストを計算できる金融機関に限られているため、当面は暫定的に認められているオリジナル・エクスポージャー方式を併用することとしている⁴³⁾。

マーケットリスクは、金利、為替や株価の変動により生じる潜在的な損失を指すが、国際的に測定方法も確立されていないこと等を踏まえ、当面は任意開示とされているが、国際決済銀行(BIS)のマーケットリスク規制が適用される1998年3月期以降は開示することが適当であるとしている。

また、公正価値についても少なくともBIS適用行⁴⁴⁾は、市場価格の変動を利用して収益をあげることが目的として売買を繰り返すトレーディング勘定については、マーケットリスク規制適用後には開示を行うよう求めている。

表-11 デリバティブ取引の情報開示の適用時期

	BIS適用行	BIS適用行以外
想定元本	1996年3月期以降	
信用リスク	1996年3月期以降 再構築コストが望ましいが、 オリジナル・エクスポージャーも当面は可	
マーケット リスク	任意開示 1998年3月期以降は 開示することが適当	任意開示
公正価値	1998年3月期以降は 開示することが適当	

(資料) 金融制度調査会[1995a] によりニッセイ基礎研究所の作成

一方、「基本問題検討委員会」は、デリバティブ取引のリスク管理や債権流動化の促進策を示す「金融仲介機能の新たな展開への対応」と題する

⁴²⁾ 対象となる金融機関は、銀行業態の金融機関であり、証券、保険は含まれない。

⁴³⁾ 再構築コストとは、契約不履行となった契約と同一のキャッシュフローを再現する場合に要するコストの現在価値であり、その時点でプラスの取引だけが対象となる。マイナスの取引が除かれるのは、契約不履行となっても損害を受けないからである。オリジナル・エクスポージャー方式とは、取引区分、残存期間ごとの掛目に残高を掛けることにより、信用リスクを想定する方法。

⁴⁴⁾ 国際業務を行う銀行を指している。

報告書を公表している。報告書は、①金融機関を取り巻く環境の変化と金融仲介機能の新たな展開、②デリバティブ取引への対応、③債権流動化への対応、の3章から構成されている。

金融機関に対して、伝統的な金融仲介機能に加え、情報提供機能、高度なリスク管理等の役割が期待されるようになってきていることを指摘し、情報生産・リスク管理能力を活用した金融ニーズの多様化、高度化への対応の一例であるデリバティブ取引、債権流動化等は、相場変動などのリスクを社会全体で配分し合う新しい手法だと評価し、従来の枠組みにとらわれず発展させる必要があるとの認識を示している。そのうえで、金融機関が国際競争力のある高度な金融サービスを提供していくためには、金融基盤の整備が必要であると指摘している。

そのなかで、金融機関がトレーディング目的で売買するデリバティブについて、現在の会計基準の下では、①期末時点で評価損が発生しても決済時点まで表面化しないおそれ等がある、②短期の値ざやの獲得を目的とするトレーディング業務の実態が期間損益に正確に反映されないためトレーディング業務に関する情報が投資家に十分伝達されない、③金融機関は内部管理上は時価ベースでのリスク管理を行っているが会計処理上は取得原価・実現主義の考え方によっているため健全なリスク管理の発展を阻害する、等の問題が生じていると、指摘している⁴⁵⁾。そのため、少なくとも金融機関のトレーディング勘定には取引時点の価格に基づいた通常の取得原価主義の会計基準でなく、時価評価を導入することが望ましいとの見解が示されている。ただし、導入の検討にあたって、①商法、税法との関係、②トレーディング目的の取引とそれ以外の取引の適切な区分の確保、③店頭取引に関する時価評価の客観性の確保等について

留保すべきであるとしている。

(2) 年金の時価評価

1995年3月に厚生年金基金連合会が、1995年6月には厚生省年金局の私的研究会である「厚生年金基金運営基本問題研究会」が、それぞれ厚生年金基金の資産評価を簿価から時価を基盤とした方法に切り替えるべきだとする報告をまとめている。

厚生年金基金連合会は、財政と運用の視点から、簿価方式となっている資産評価に何らかの時価的要素を加えるべきであると指摘しており、簿価基準の資産評価は単年度実現益指向となりがちであり、そのことが効率的な運用を阻害し、そのことにより生じる含み損が財政の健全性を損なっていると指摘していた。

厚生年金基金連合会による時価評価の具体的方

表-12 厚生年金基金連合会による時価評価方法

	評価方法
時価方式	評価基準日の時価をそのまま評価額とする
評価損益平滑方式	最近数年間の時価の平均を基本的な評価額とする
移動平均時価方式	每期新たに発生する時価と簿価の差額を評価額に反映させる
収益差平滑方式	予定利率による期待収益と実際の運用収益の差額を評価額に反映させる

(資料) 厚生年金基金連合会報告によりニッセイ基礎研究所作成

法としては、①時価方式、②評価損益平滑方式、③移動平均時価方式、④収益差平滑方式の4つの方式を提案している。

厚生年金基金運営基本問題研究会も、財政の健全性確保のためには、年金積立金評価にあたって時価をベースとした数理的評価を用いるべきであり、基金の運営方針に応じて評価方法を選択すべきだとしている。具体的な評価方法としては、①数理的時価、②時価・簿価両方を用いた評価、③割引現価、④時価の4つの選択肢をあげている。

⁴⁵⁾ 全国銀行協会連合会も、金融制度調査会と同様に、トレーディング目的のデリバティブに時価会計を導入すべきだとする報告書「デリバティブ取引についての銀行界の考え方」を公表している。また、証券会社のトレーディング目的の資産はすべて時価評価すべきであるとする報告書「証券会社のデリバティブ取引に関する環境整備のあり方」を日本証券経済研究所が公表している。

表-13 厚生省による時価評価方法

	評価方法
数理的時価	過去数年間の時価の平均を取るなどして算出した価額
時価・簿価両方を用いた評価	一定期間の時価と簿価の差額を反映させた価額
割引現価	現在の資産から発生する将来の予想収益の予想額を現在価値に割り戻した金額を使用した価額
時価	期末時点の時価

(資料) 厚生省報告によりニッセイ基礎研究所作成

これらの年金基金に関する時価導入論議の中には、時価とは何なのかという重要な論点を含んでいる。決算日時点という一時点での時価が企業の業績評価にふさわしい価格なのかということが問題となってくる。

IV 今後の検討事項

1. デリバティブに関して求められる情報

(1) デリバティブのディスクロージャーに求められる情報

それではデリバティブのディスクロージャーとして何が必要なのであろうか。会計情報には、事後測定による企業成果の分配のための情報と事前の企業価値の評価による投資家の意志決定のための情報という2つの観点が考えられる⁶⁵⁾。しかし、投資意志決定のために必要な情報として現行の企業会計が提供する情報は、事後測定による価格だけで、将来損益につながるリスク情報について提供し得ない枠組みとなっている。伝統的な投資対象である有価証券や貸付金等の場合、その損失の限度は当初に投資した金額であり、貸借対照表に掲載された金額であった。しかし、デリバティブは当初に投資した金額を超える損失を生じさせる可能性を秘めた取引であり、貸借対照表に掲載さ

れた金額だけではリスクをつかめない。また、デリバティブの時価は決算の一時点の価格を示しているにすぎず、契約金額にしても取引規模を表しているにすぎない。したがって、従来の金融商品と同じ情報だけではデリバティブのリスクは適切に評価できないことになる。

デリバティブの拡大により、金融取引の様々なリスクが顕在化し、時価評価するだけでリスクを完全に反映するわけではない。企業が保有するデリバティブのリスク情報については、会計基準のもとだけでは表現しきれないため、それを補完する存在としてのディスクロージャーが重要となる⁶⁶⁾。その際に必要なのは、時価だけでなく、リスク・マネジメントの概念に基づいたリスクの計量化であろう。つまり、将来のリスクをどう捕らえ、従来の企業会計を超えたリスクについての情報の提供による透明性の向上が求められていくであろう。

また、ディスクロージャーの充実だけで会計処理の改善は行わなくても良いというわけではない。投資にあたっての判断は財務諸表本体における情報に基づいた分析が基本にあつて、ディスクロージャーがそれを補完する関係にある。そのため、投資判断に資する情報とするためには、会計処理とディスクロージャーの双方の改善が必要である。

つまり、図-7における取得原価による“What was”についての情報だけでは現在の変動の激しい経済環境のもとでは十分な情報提供とは言えない。企業の現在を把握するために、時価評価である“What is”を評価体系の中に採り入れることが求められる。また、投資家は、企業の過去や現在ではなく、その企業の将来に対して投資するのであるから、FAS119号の奨励事項のような将来についての“What if”の情報も必要となってくるのである。

⁶⁵⁾ 斎藤 [1995] pp 2~4.

⁶⁶⁾ 日本銀行 [1994] において、BISは、「リスク管理概念に基づく情報開示は、貸借対照表や損益計算書に含まれる情報の正確性を増すために会計専門家の間で現在続けられている努力を代替するものではなく、補完するものとして位置づけられる」と指摘している。

図-7 企業のリスクを表す数値の時点別比較

	過去	現在	将来
価格	取得原価	時価、公正価値	
マーケットリスク	想定元本	デュレーションギャップ分析	バリュー・アット・リスク ベース・ポイント・バリュー
信用リスク	オリジナル・エクスポージャー	カレント・エクスポージャー	ポテンシャル・エクスポージャー

(資料) ニッセイ基礎研究所作成

(2) 原価主義会計の再検討

従来の会計基準は製造業や商業を営む企業における有形財に焦点を当てた会計であったといえよう。そのため、金融商品についての会計は営業外損益や特別損益といったメインからはずれた取り扱いを受けてきた。

特に、わが国においては、トライアングル体制と呼ばれるようにひとつの会計情報で複数の目的を満たす会計が求められてきた。すなわち、商法に規定された会計規則を頂点として、企業会計原則と法人税法が相互に影響しあってひとつの会計処理が行われている。そのため、トライアングル体制下では投資家が求めている情報が必ずしもすべて提供されていない。

しかしながら、一方で金融商品の利用の拡大により、金融商品の評価が企業の経営成績や財政状態を表す際に重要なファクターとなってきている。そのため、従来の原価・実現アプローチによって企業活動を説明しきれないようになってきており、原価主義会計の再検討が必要となってきている。

これを受けて会計学の立場からも、現行の会計に時価評価を導入することを求める見解もいくつか見られている。これらの時価評価導入を求める立場は、取得原価基準を会計の基本原則として容

認しつつ、金融商品に時価評価を導入することを求めるものである。実現主義における実現の意義を拡大して「実現可能性」基準を認めるべきだとする見解⁴⁸⁾や、金融資産と営業資産とで投資目的により投資成果の評価を変えるべきだとする見解⁴⁹⁾がその例としてあげられる。

しかし、トライアングル体制にこだわらず、それぞれの目的に応じた最適の会計処理を指向すべきであると考えている。そのため、商法や法人税法において評価損益が計上できない場合でも、投資家向けの情報として評価損益の計上が必要であれば、独自にでも計上すべきである。それによって、商法との関係で調整が必要であるならば、繰延資産による調整と同様の調整を行えばいいのであり⁵⁰⁾、また、法人税法との調整が必要であれば、税務調整を行えばいいのである⁵¹⁾。すなわち、商法や法人税法との関係で評価損益の計上をためらう必要はないということである。

それでは、金融商品に関してどのようなアプローチによる会計基準を策定すべきなのであろうか。金融商品個々にあるべき評価を考えるとという個別的問題解決を行うアプローチもあろうが、それでは新しい金融商品が現れた場合に恣意的な会計処理が採られたり、他の金融商品との整合性が取りにくくなる可能性が考えられる。そのため、金融商品に関する会計の包括的なルールが必要であり、包括的で統合的なアプローチを取る必要があろう。

2. ディスクロージャーの方向

(1) デリバティブのディスクロージャーの充実

デリバティブから得られるリターン的大小は、デリバティブのリスクの大きさに相関している。

⁴⁸⁾ 醍醐 [1990] pp30~34

⁴⁹⁾ 斎藤 [1994] pp129~149

⁵⁰⁾ 繰延資産のうち、開業費、開発費、試験研究費の合計額が法定準備金、配当に伴う利益準備金積立必要額を超える場合、超える金額について利益の配当を行うことはできないとされており、その事実と金額を注記することが求められている。

⁵¹⁾ 法人税法において、法人税法に基づく会計処理を求める確定決算基準をはずす必要がある。また同時に、税務会計と財務会計の差異の効果を反映させる税効果会計の導入も必要となる。

従って、そのリスク情報は、将来の企業価値を評価するための情報として欠かせない情報となる。しかし、事業会社のディスクロージャーとしてどのような情報が必要であるかについては、まだ定まった見解はない。また、ディスクロージャーすべき数値が把握されていない場合もあり得る。そのため、今後事業会社におけるデリバティブのディスクロージャーをどう行って行くべきか、段階を追って試案を示してみたい。

第一段階としては、定性的な情報である利用目的・取組方針・リスク管理体制といった事項から順次、開示を開始することができよう。つまり、ヘッジ目的以外の取引を行っているかどうかの記述から始めるのであろう(実際は、ヘッジ目的以外の取引を行っていないことの確認になると思われる)。

このような記述を行った後、第二段階として、定量的な情報である利用目的別の時価(公正価値)や契約金額(想定元本)へと目的別の開示を広げていくことが実際のやり方であろう。

目的別の開示としては、米国の例のようにトレーディング目的とそれ以外とすることもできようが、わが国においては、ヘッジ目的とそれ以外といった分けかたのほうが適切ではないだろうか。このようなヘッジ目的についての開示が定着すれば、会計処理としてのヘッジ会計へとつなげていくことができると考えられる。ヘッジ目的については、①個別ヘッジ、②包括ヘッジのうち合理的に個別資産負債に振り当てられた取引が含まれよう。また、ヘッジ以外の目的としては、①トレーディング目的、②包括ヘッジのうち合理的に個別資産負債に振り当てられなかった取引等のヘッジ会計の対象とならないヘッジが該当する。これらのうち、②はヘッジ取引であるが、ヘッジ手段とヘッジ対

象の個別関係が明らかでないため、ヘッジ会計の対象としづらい取引である。そのため、開示の経験をヘッジ会計へとつなげていくためには②はヘッジ目的に入れないことが望ましいと考えられる。

さらに、取引目的別に分けた上で、ヘッジ目的とされる取引については、ヘッジ対象とヘッジ手段の時価を関連づけてディスクロージャーの対象とすべきであろう⁵²⁾。また、ヘッジ以外の目的とされる取引はかなり異なる目的が混ざっているため、内容の注記とそれぞれの時価のディスクロージャーが必要であろう。

時価をディスクロージャーの対象とすべき事は明らかであるが、取引所取引は取引所における取引価格から比較的簡単に得られるとしても、店頭取引については時価の信頼性をどう得るかが問題であろう。時価の信頼性は、銀行の場合の通貨店頭オプションについて行われているリファレンスバンク制度⁵³⁾の応用や外部監査のチェック機能の向上により対応が行われるべきであろう。

また、デリバティブの信用リスクについては、事業会社の場合、取引相手が金融機関であるため、不要であると考えられる。米国においても FAS 105 号により信用リスクに関する定量的情報のディスクロージャーを求めているが、AICPA の調査によると、事業会社の場合、「相手方の契約不履行による損失は発生しないと予想している」として再構築コスト金額を開示していないか、少額であるとして開示を行っていない⁵⁴⁾。

(2) 金利スワップの情報

前述のようなデリバティブ全般のディスクロージャーとともに、金利スワップ等の店頭市場取引についての詳細な情報が必要であろう。例えば、プレーン・バニラ(単純な固定金利と変動金利の

⁵²⁾ 先物・オプションの時価開示を導入する際に、ヘッジ手段である先物・オプションについて時価開示を行うのであれば、そのヘッジ対象である有価証券についても時価開示を行うべきであるとの観点から、市場性ある有価証券の時価開示は行われるようになった。

⁵³⁾ レファレンスバンク制度とは、銀行の外為経理基準を適用する際に、主要な為替銀行が期末時価である引直値を算出するのに必要な相場数値を提示して、これをもとに時価の客観性、共通性を確保するための制度。

⁵⁴⁾ AICPA[1992]

定型的な交換)のスワップは、その契約金額を見ればおよそそのリスクは想定できるが、同じスワップであっても複雑な取引やレバレッジのかかった取引は単に契約金額を見ただけではどの程度のリスクか判定できない。つまり、契約金額だけでなく、契約の条件についてもディスクロージャーを求めないと意味のない取引が存在している。そのため、一定の条件に該当する取引については詳細なディスクロージャーを求めることも考えられる。その際、バンカーズ・トラストとニューヨーク連邦銀行の間で結ばれた同意書⁵⁹⁾におけるレバレッジ・スワップの定義は、検討する際の参考になろう。すなわち、同意書において、レバレッジ・スワップとは、①該当商品の1ヶ月に2偏差値の変化で1000万ドルの損失、または契約額の15%減額となる契約、②満期時点での元金の満額償還が明示されず、何らかの条件が付く商品の契約、③クーポンがゼロ(またはそれ以下)まで下落するまたは市場および満期について市場利率の2倍を超えるクーポンスワップ、④投資対象のスプレッドが2種類の原資産利回りの差などで決定され、明らかにレバレッジ要因を含む商品、とされている。

また、米国のFAS119号が、レバレッジの係った取引については、詳細を内容のディスクロージャーを求めているように、通常の金利スワップの場合は契約金額と公正価値、一定の条件にあてはまる金利スワップの場合は契約金額と公正価値だけでなく、交換対象の性質、レバレッジの条件等の契約内容の詳細について求めることも考えられよう。

(3) 将来情報

デリバティブについては、企業の将来の損益に与える影響が大きく、現在保有しているデリバティブの将来に関するWhat ifの情報が必

要である。しかし、デリバティブの将来情報とされるバリュー・アット・リスクやベシス・ポイント・バリューといった情報について事業会社が把握している例は少なく、バリュー・アット・リスク自体の信頼性についてもまだ未確定な部分も多いところから、今後も検討が必要であろう。そのため、当分は米国のFAS119号のようにトレーディング勘定の取引に絞って開示奨励項目として将来情報を求めることも考えられよう。対象企業についても、金融制度調査会の報告のように、銀行から開始することも考えられるが、その場合、預金者だけに開示するのではなく投資家に対しても有価証券報告書等の中に開示されるべきであろう。

3. 会計処理の方向

ディスクロージャーの拡充が行われた後に、デリバティブの会計処理に時価評価の導入が行われる必要がある。ひとつには、ヘッジ会計であり、もう一つは、デリバティブ自体を時価評価することであろう。

(1) ヘッジ会計の検討

デリバティブの会計における1つのキーポイントはヘッジ会計である。ヘッジ会計については、「意見書等」において先物取引を、「COFRI報告」においてオプションを指摘しているように、ヘッジ会計の導入にあたっての問題点はヘッジ会計であるかどうかの判断と時価評価、特に評価益の計上に付随する問題である。

ヘッジ会計は他の金融商品と整合性を持たせた会計処理を行うべきであり、米国の事例がそのままわが国に適用はできるものではない。「意見書等」や「COFRI報告」で検討されたヘッジへの

⁵⁹⁾バンカーズ・トラストとニューヨーク連邦銀行は1994年12月に、レバレッジを使ったデリバティブを使用する際の取引監視を強化する同意書を交わしている。その内容は、①販売する際に顧客が商品のリスクを把握する能力があるか明確に把握すること、②顧客に対して詳細なディスクロージャーを行うこと、③取引後の価格情報の提供、④銀行内部の監督・研修体制の報告であった。

アプローチは米国において現在行われている繰延アプローチではなく混成アプローチであった。すなわち、ヘッジ対象である現物資産負債の評価方法は変更せずに、それに合わせてヘッジ手段であるデリバティブの評価方法を考えようとするアプローチであり、他の金融商品の評価体系は大幅に変更せずに済む方法である。混成アプローチであれば、デリバティブに統一的な会計処理を導入しなくても、とりあえずヘッジ目的のデリバティブに評価益を計上することにより、ヘッジ対象の評価損と相殺し、企業の経済実態をより正しく表すことができる。ここでは、今後事業会社におけるヘッジ会計をどう行っていくべきか、段階を追って試案を示してみたい。

第一段階としては、ディスクロージャーの部分で示したディスクロージャーにおけるヘッジ会計の開示である。

続いて、第二段階として、混成アプローチに基づき対応関係が明確である個別ヘッジに限定してわが国で定着している「振当方式」により対応関係が明確にできる取引に限定して当初は導入し、その定着を図っていくことが必要であろう。定着にあたってヘッジの要件を明らかにすることが最低必要であるが、①ヘッジ宣言、②ヘッジ削減効果の確認、③マーケット・リスクの存在、が必要であり、実務を通じて検討していく必要がある。

第三段階として、マクロ・ヘッジやダイナミック・ヘッジといった「振当方式」により対応できない取引もある。これらについてのヘッジ会計を、米国の議論を参考としながら、検討を行うことが必要であろう。

(2) デリバティブへの時価評価の導入

米国ではデリバティブは原則として時価評価であり、ヘッジ目的を限定して時価評価から外すという手続きを行っていた。これに対して、わが国では原価評価を原則としてきた。

前述のトレーディング目的のデリバティブの例のように、原価・実現主義の下ではその取引実態を適切に把握できないため、時価評価を導入したほうがよいと思われる。ただし、どのような取引がトレーディング目的かということについて定説があるわけではなく、恣意的な分類をどう排除するか、これから検討されていく必要がある。

金融制度調査会において提言されているように、まず、銀行のトレーディング勘定に時価評価の導入が始まれば、その実施状況が事業会社にとっても検討の基礎として利用できよう。

デリバティブのヘッジ目的とトレーディング目的についての会計処理が決めた場合、そのどちらにも入らない取引についての検討も必要であろう。

米国の場合、金融商品の会計処理として、個々の資産および負債ごとに最も適切な測定属性を選択すべきとしている。その測定属性の一つに時価評価があり、デリバティブは時価で評価が行われている。これに対して、わが国においては資産評価は原則として取得原価に基づいており、デリバティブだけに時価評価を採り入れても整合性がとれなくなってしまう。そのため、デリバティブの評価問題は資産・負債の評価をどのように考えるかという大きな問題の中の一つとして考えながら、採り入れられる部分から順次採り入れていくという段階的な方法が現実的であろう。

おわりに

長期的にみれば、デリバティブに時価会計を取り入れることが必要であることは間違いないと言えよう。できれば原則として時価評価とすべきなのである。またそろそろ包括的な金融商品についての会計処理の基準が必要となっている。

しかし、それ以前に解決すべき点も多い。例えば、デリバティブを利用する企業が増加していると言われているが、どの程度の企業が、またどの

程度の規模の企業が利用しているのか、利用の目的は何なのか、何を利用しているのかといった実態の把握ができていないのも事実である。例えば債券のヘッジにしても、固定金利債券の価格変動リスクに備えているのか、変動金利債券のキャッシュフローの不確実性に備えているのかによって、会計として対応すべき点は異なってくる⁶⁰⁾。これらのデリバティブの利用実態を明らかにした上で、さらに議論を深めていくことが必要であろう。

参考文献

- 新井清光、白鳥庄之助、『先物・オプション取引等会計基準詳解』、1990年
- 岩村 充、「金融システム活性化のために」、『日本銀行金融研究所金融研究』第14巻第1号、平成7年3月
- 小川万里絵、久保田隆、「金融商品の時価評価導入の可能性について－銀行会計への時価評価導入における実務上の問題点」、『日本銀行金融研究所金融研究』第13巻第4号、平成6年12月
- 翁 百合、「デリバティブとリスク管理についての一考察」、『Japan Research Review』、1995年4月
- 加藤 厚、「米国基準及び国際会計基準におけるデリバティブの会計と開示」『JICPA ジャーナル』No.475、1995年2月
- 企業財務制度研究会、「オプション取引会計基準形成に向けての調査研究」、1992年
- ———、「派生金融商品の情報開示に向けての調査研究」、1994年
- 金融制度調査会、「金融機関のデリバティブ取引の情報開示について」、1995年5月a
- ———、「金融仲介機能の新たな展開への対応」、1995年5月b
- 久保田隆、「ヘッジ会計について」、『日本銀行金融研究所金融研究』第14巻第1号、平成7年3月
- 古賀智敏、「デリバティブ－意志決定有用性の視点から」、『企業会計』'95Vol47.No.7、1995年7月
- ———、「新金融商品会計の基礎理論」、『国民経済雑誌』第166巻第5号、1992年
- 小谷 融、「最近における企業財務制度改正」、『COFRI ジャーナル』No.18、1995年3月
- 斎藤静樹編著、『企業会計における資産評価基準』、1994年
- ———、「日米の会計と会計学」、『会計』、1995年4月
- 白鳥庄之助、「外貨建取引等会計処理基準改定案について」、『COFRI ジャーナル』No.19、1995年6月
- 全国銀行協会連合会、「デリバティブ取引についての銀行界の考え方」、1995年7月
- 醍醐 聡、「日本の企業会計」、1990年
- ——— 編、「時価評価と日本経済」、1995年
- 中央監査法人編、「オフバランス取引の会計と税務(改訂版)」、1994年
- 日本銀行、「資料金融仲介機関におけるマーケット・リスク及び信用リスクのパブリック・ディスクロージャーに関する討議用ペーパー」、『日本銀行月報』、1994年11月号
- 日本経済新聞社編、『デリバティブ新しい金融の世界』、1994年
- 柳田宗彦、「米国において進む金融商品の開示とデリバティブへの対応」、『ニッセイ基礎研究所調査月報』1995年2月号
- American Institute of Certified Public Accountants, "Financial Report Survey Disclosure of Information about Financial Instruments with Off-Balance-Sheet Risk and Fi-

⁶⁰⁾ 価格変動リスクに備えている場合であれば、ヘッジ手段とヘッジ対象の損益の計上時期を合わせるためにヘッジ会計が必要となるが、キャッシュフローの不確実性に備えている場合であれば、ヘッジ手段とヘッジ対象の損益の計上時期という問題は生じないため、ヘッジ会計は不要である。

- nancial Instruments with Concentrations of Credit Risk*," January 1992
- —, "Derivatives-Current Accounting and Auditing Literature," 1994
 - Bank of International Settlement, "International Banking Development", 1995
 - Bierman Harold, Jr., Johnson L. Todd and Peterson D.Scott, "Research Report Hedge Accounting An Exploratory Study of the Underlying Issues, ", 1991(「ヘッジ会計基本問題の探求」白鳥庄之助、大塚宗春、富山正次、石垣重男、篠原光伸、山田辰己、小宮山賢訳、1994年)
 - Cumming Barbara K., Apostolou Nicholas G. and Mister William G., "Accounting for Interest Rate Swaps: An Emerging Issues" Accounting Horizons, Vol.1, No2, June 1987
 - Financial Accounting Standards Boards, "SFAS No.105 Disclosure of Information about Financial Instruments with Off-Balance-Sheet Risk and Financial Instruments with Concentrations of Credit Risk," 1990
 - —, "SFAS No.107 Disclosure about Fair Value of Financial Instruments," 1991
 - —, "A Report on Deliberations, Including Tentative Conclusions on Certain Issues, Related to Accounting for Hedge and Other Risk-adjusting Activities," 1993
 - —, "SFAS No.119 Disclosures about Derivative Financial Instruments and Fair Value of Financial Instruments," 1994a
 - —, "Special Report Illustration of Financial Instrument Disclosures," 1994b
 - General Accounting Office, "Financial Derivatives Action Needed to Protect the Financial System", 1994
 - Group of Thirty, "Derivatives: Practices and Principles", 1993
 - International Swap and Derivative Association, "Confidential Market Survey Interest Rate and Currency Swaps Year Ended 1993 As of December 31, 1993," 1994
 - Jane B. Adams "Status Report Simplifying Accounting for Derivative Instruments including Used for Hedging," FASB Status Report No.259, December 27, 1994
 - Morris David M., "Practical Problems in Hedge Accounting: Case Histories", Bank Accounting Finance Vol.5, No.4, Summer 1992
 - The Weiss Center for International Financial Research of the Wharton School, University of Pennsylvania and the Chase Manhattan Bank "Wharton/Chase Derivative Survey", March 1995